

# 「守口市地域防災計画（修正案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

○実施期間：令和5年12月11日（月曜日）から令和6年1月15日（月曜日）まで

○実施方法：広報もりぐち12月号及び守口市ホームページに募集概要を掲載し、郵送、FAX、Eメール、各公共施設に設置の応募箱への投函により意見を受け付けました。

○実施結果：1名から意見提出がありました。

No	提出意見等の概要	意見に対する考え方
1	<p>前回の地域防災計画より一步踏み込んだ計画になっていて評価します。地域防災計画と地区防災計画は、はっきりと区別する事に無理があるのでは。地区防災計画の中にも「公助」があります。</p> <p>地域防災計画と地区防災計画との間にもう一つの地域・地区防災計画を作成すべきです。地区防災計画の中にも公助があります。</p> <p>それを避けては、守口市全体の地域防災計画は成り立ちません。</p> <p>また、地区の実情を熟知した上で、地域防災計画を作成すべきです。地区防災計画と他の地区防災計画と比べて整合性が必要です。地区防災計画には、市はもっと積極的に関与する地域防災計画を作るべきです。</p>	<p>本計画では、地域防災計画を作成する防災会議が地域の居住者等から提案を受け、必要があると認めたときは、地区防災計画を地域防災計画に位置付けることを謳っております。これは、両計画を区別するのではなく、市と地区が連携して防災活動を行うためのものです。</p> <p>また、現在市では、地域毎の自発的な「地区防災計画」の策定について必要に応じた支援を行っているところです。</p>
2	<p>防災活動の拠点として、小中学校（対策本部）以外に地域情報の拠点として自治会館も耐震化を図り整備して組み込むべきだと考えます。</p>	<p>市として自治会館を防災拠点等に活用する予定は、現在のところございませんが、必要があれば自治会館等については、地域の防災活動の拠点として検討いただければと思います。</p>

No	提出意見等の概要	意見に対する考え方
3	<p>指定避難所・臨時避難所について、規格を見直して地域の自治会館を活用すべきではないでしょうか。少人数の受け入れしか出来ませんが、二次的避難所として考えては。</p>	<p>本市では、小中学校をはじめとする 34 か所の指定避難所を活用することとしており、自治会館については、現在のところ指定避難所に指定する予定はございません。</p> <p>災害時に安全が確保されていれば、地域として自治会館を活用いただくことは問題ありません。</p>
4	<p>避難行動要支援者名簿 要支援者名簿の登録の作成方法が、記載されていません。 どこが、個別に調べるのでしょうか？ 地区防災計画の中に組み込むのは、無理があると思います。 「公助」「共助」が一緒に調べて、登録すべきでは。</p>	<p>地域防災計画は市の防災に係る最上位計画ではありますが、計画のうち個別具体的内容については各種マニュアル等で定めております。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、本市地域福祉課で名簿作成を行っております。</p>
5	<p>避難行動要支援者の対象に「後期高齢者」が記載されていません。高齢者の一人暮らし・母子家庭の幼児を抱えている人など対象に入れるべきではないでしょうか。 又「市長が支援の必要を認めた人」と記載されていますが、何を基準に認めるのか又は個人の事か、曖昧です。</p>	<p>避難行動要支援者の登録については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要介護認定 3～5 を受けている方</li> <li>(イ) 身体障がい者手帳 1・2 級（総合等級）を所持する方</li> <li>(ウ) 療育手帳 A を所持する方</li> <li>(エ) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する方</li> <li>(オ) 障がい者総合支援法による障がい福祉サービス等を受けている難病患者である方</li> </ul> <p>上記に該当する方については、市からご案内させていただいております。また、「市長が支援の必要を認めた人」とは、ご意見にある「高齢者の一人暮らし」など（ア）から（オ）に該当しない方で、災害時の避難に不安を抱える方がご家族や自らの意思で名簿に登録できる制度としております。</p>

No	提出意見等の概要	意見に対する考え方
6	<p>民間協力団体（市赤十字奉仕団・市社会福祉協議会）</p> <p>市自主防災組織に対して、積極的に防災教育の推進、防災士等の資格取得を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>第1章第1節第6（P81）の職員に対する教育と同じレベルの防災教育を自主防災会に対して、すべきだと考えます。</p> <p>府のリーダー研修だけでは、足りないと思います。</p> <p>防災士・応急危険度判定士などの災害時に必要と思われる資格保有者を府と連携するだけでなく、守口市の為の独自でリストを作成すべきです。</p>	<p>市自主防災組織の活動内容については、各地域の実情を踏まえ、自主的に決定されるものですが、市として、組織の育成は重要と考えています。</p> <p>このことから、今後、守口市門真市消防組合等との連携を図り、地域での自主防災体制の整備に取り組んで参ります。なお、市自主防災組織の育成については、本計画 140 ページ等に記載しています。</p>
7	<p>避難所運営委員会の設置</p> <p>市社会福祉協議会・市赤十字奉仕団は、明記すべきです。</p> <p>（例）として上げているのにも、記載されていません。</p>	<p>避難所運営委員会の例については、本編にも「※班編成、構成員は、避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とする。」と記載しているとおり、あくまで一例です。</p> <p>実際の避難所開設時にはご意見のとおり、市社会福祉協議会・市赤十字奉仕団等の方が避難所運営委員会に参加いただくこともございます。</p>